

「寄附金税額控除に係る申告特例（ワンストップ特例）」を申請される方へ

申請書に必要事項をご記入・押印の上、(同封の)返信用封筒で提出をお願いいたします。

(恐れ入りますが、送料は申請者の方にご負担をお願いしております)

●提出が無い場合、特例の適用が受けられませんので、ご注意ください(確定申告が必要になります)。

●申請書の高槻市への提出期限は平成30年1月10日(必着)ですが、手続きをお忘れにならないためにも、すみやかにご提出くださいますようお願いいたします。

(提出期限を過ぎた申請書は受理いたしかねます。)

＜ご提出いただく資料＞

- ① 寄附金税額控除に係る申告特例申請書（ワンストップ特例申請書）
- ② 添付書類（以下の1～3の書類）※

※添付書類について

マイナンバー制度の導入により、平成28年1月から「ワンストップ特例申請書」に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。

また、法令により「番号確認」と「身元確認」が義務付けられていますので、高槻市へ「ワンストップ特例申請書」を提出いただく際、次の1～3のいずれかの書類の提出をお願いいたします。

- 1 個人番号カードの写し（表面・裏面とも）
- 2 通知カードの写し と A又はB
- 3 個人番号が記載された住民票の写し と A又はB

A 運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書の写しのいずれか一つ

B 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施されているもの（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）

申請書の下部にあります「申請書受付書」は個別に郵送しておりません。

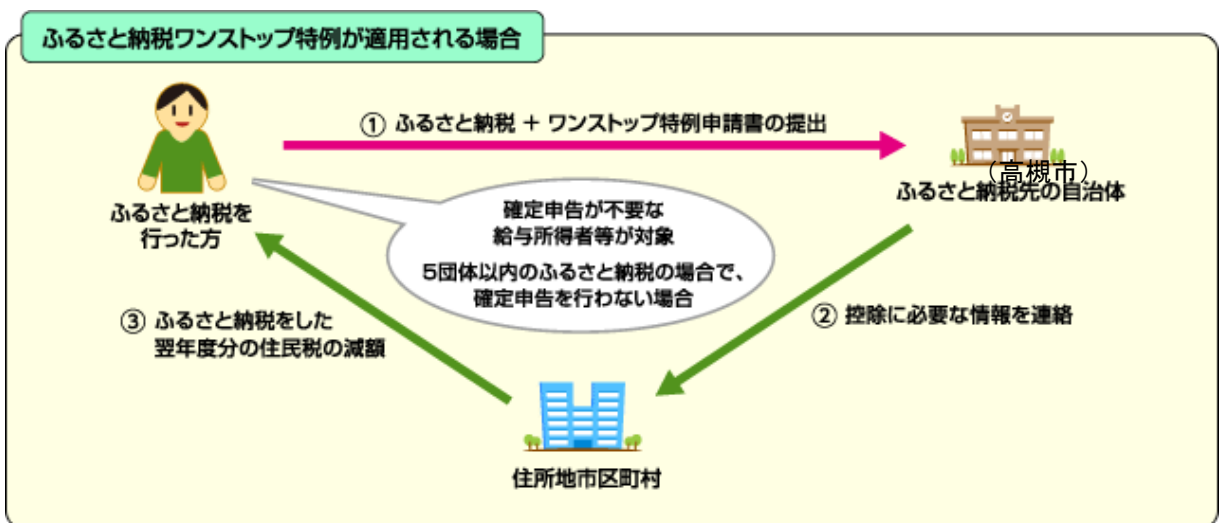
- ・受付書の返送を希望される方は、申請書の提出時に返信用封筒（宛名をご記入のうえ、切手を貼ってください。）を同封いただきますようお願いいたします。
- ・受付の有無につきましては、お問合せいただけましたらお答えいたします。

寄附金税額控除に係る申告特例（ワンストップ特例）の申請にあたっては、裏面の留意事項をご確認下さい。

留意事項

<ワンストップ特例制度について>

ふるさと納税による寄附金の税額控除を受けるためには、確定申告又は個人住民税の申告を行う必要がありますが、ふるさと納税を行った自治体に申請書を提出することで確定申告が不要になる制度です。この制度の利用を申請する場合は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を寄附した自治体へ提出する必要があります。



<ワンストップ特例制度の利用にあたっての注意点>

- ・確定申告を行わなければならない自営業者等の方や、給与所得者の方でも、医療費控除など、ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外に確定申告や住民税申告をする必要がある方は利用できません。
- ・「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出していても、確定申告等をされた場合はワンストップ特例の適用は受けられなくなりますので、確定申告の際に、寄附金控除の申告もお忘れにならないようご注意ください。
- ・6団体以上の自治体に寄附した場合は、全ての寄附について特例の適用は受けられなくなります。そのため確定申告が必要となります。(同じ自治体への複数回の寄附は1団体としてカウントされます。)

<申請書を提出した後、氏名や住所変更などがあった場合>

変更届出書の提出が必要となりますので、高槻市へお問合せ下さい。(変更届出書の提出がない場合、特例の適用が受けられなくなります。)